

令和4年度

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

定期総会

日時：令和5年3月26日(日)

午前 10:00～12:00

場所：相模原市立陽光台小学校

体育館

自治会法人 松葉町自治会

自治会館：中央区陽光台2丁目2番21号

関係公共機関のご案内

・陽光台小学校	陽光台1-15-1	755-7011
・上瀧中学校	横山5-19-54	755-3711
・陽光台公民館	陽光台5-6-1	755-3451
・光が丘公民館	並木4-7-9	756-1117
・陽光台こどもセンター	陽光台2-19-21	751-9505
・中央区役所	中央2-11-15	754-1111
・相模原救急医療情報センター	別添救急医療体制図	756-9000
・相模原警察署	富士見1-1-1	754-0110

防犯灯不点灯時の通報方法

平成28年度から、防犯灯の維持管理が相模原市に移管されました。

防犯灯の不点灯等の不具合を発見した場合は、直接下記のコールセンターにご連絡ください。

〈通報先〉

相模原電気工事組合 住宅工事センター内（電話受付時間：午前9時～午後5時）

TEL：042-756-2971 FAX：042-756-0950

※緊急対応の必要な場合は、土日も含み時間外も対応します。

〈通報内容〉

1. 管理番号
2. 防犯灯の状況（不点灯、破損等）
3. 連絡者の氏名、連絡先（自治会名）※確認等でコールセンターからの問い合わせに使用。

〈市の問い合わせ先〉

相模原市役所 交通地域安全課 TEL 042-769-8229（直通）

令和4年度 自治会法人松葉町自治会定期総会・冊子目次

1.	定期総会次第	P. 1
2.	令和4年度事業報告	P. 2
3.	令和4年度決算報告	P. 4
4.	令和5年度事業計画(案)	P. 7
5.	令和5年度予算(案)	P. 9
6.	自治会法人松葉町自治会財産目録	P. 11
7.	自治会法人 松葉町自治会重要書類等	P. 12
8.	自治会関連団体代表者氏名	P. 13
9.	自治会歴代会長一覧	P. 13
10.	令和5年度役員名簿(本部)	P. 14
11.	令和5年度役員名簿(組別)	P. 15
12.	自治会法人松葉町自治会規約	P. 16
13.	自治会法人松葉町自治会規約施行細則	P. 23
14.	自治会法人松葉町自治会会計規程	P. 26
15.	自治会法人松葉町自治会館管理運営規則	P. 29
16.	ひまわり公園管理運営規則	P. 32
17.	自治会法人松葉町自治会自主防災隊規定	P. 34
18.	自治会法人松葉町自治会自主防災隊組織図	P. 37
19.	表彰規定	P. 38
20.	慶弔規定	P. 39
21.	各組別世帯数・会員数・賛助会員数	P. 40
22.	賛助会員名簿	P. 41
23.	協賛広告	P. 42
24.	救急医療体制図	別表
25.	自治会法人松葉町自治会 自治会住宅地図	別表
26.	自治会法人松葉町自治会 広報版・防犯灯・消火器等の設置場所	別表
§	あとがき	

令和4年度松葉町自治会定期総会

次 第

1. 資格審査報告
2. 開会のことば
3. 会長あいさつ
4. 来賓あいさつ
5. 議長選出
6. 書記任命
7. 議事録書名人任命
8. 議 事
 - (1) 令和4年度事業報告に関する件 2頁
 - (2) 令和4年度決算報告に関する件 4頁
 - (3) 監査報告に関する件 6頁
 - (4) 令和5年度役員選出に関する件 14頁
 - (5) 令和5年度事業計画(案)に関する件 7頁
 - (6) 令和5年度予算(案)に関する件 9頁
 - (7) その他
9. 議長及び書記の解任
10. 感謝状及び記念品贈呈
11. 会長あいさつ
12. 閉会のことば

松葉町自治会 令和4年度事業報告(4月～9月)

(———— ; 中止)

4月	2日(土)	自治会館	本部役員会
	9日(土)	自治会館	定例役員会(防犯防災アンケート回収のお願い、納涼大会検討委員会提案と発足)
	10日(日)	公園/会館	ひまわり公園と自治会館の清掃(本部役員)
	23日(土)	自治会館	納涼大会検討委員会(全体第1回)小委員会立ち上げ
	30日(土)	自治会館	ひまわり公園ボランティア会議
5月	7日(土)	自治会館	自治会助成団体との懇談会 / 本部役員会
	14日(土)	自治会館	自治会費集金4・5・6月分 定例役員会(防犯防災アンケート結果報告、募金のお願い)
	28日(土)	自治会館	納涼大会検討小委員会(第1回)
	29日(日)	松葉町内	春の町内清掃
6月	4日(土)	自治会館	本部役員会
	5日(日)	自治会館	松葉町自治会自主防災訓練(講習)午前1地区と午後2地区
	11日(土)	自治会館	市社協、赤十字募金の集金(¥150,000、¥75,000)
	11日(土)	自治会館	定例役員会(敬老事業についての提案)
	12日(土)	自治会館	松葉町自治会自主防災訓練(講習)午前3地区と午後4地区
	25日(土)	自治会館	納涼大会検討小委員会(第2回)
7月	2日(土)	自治会館	本部役員会
	9日(土)	自治会館	7月定例役員会(自治会費集金7・8・9月分) 定例役員会(敬老の集い、運動会について中止を決定)
	15日(金)		広報松葉第162号発行
	17日(日)	ひまわり公園	納涼大会事前準備①やぐらの組立等
	23日(土)	自治会館	納涼大会検討小委員会(第3回)
	24日(日)	ひまわり公園	納涼大会事前準備②電気配線・各種飾りつけ等
	30日(土)	ひまわり公園	納涼大会1日目
	31日(日)	ひまわり公園	納涼大会2日目
8月	1日(月)	ひまわり公園	納涼大会あと片付け
	6日(土)	ひまわり公園	納涼大会(雨天予備日)
	6日(土)	自治会館	本部役員会
	7日(日)	ひまわり公園	納涼大会やぐら解体等
	13日(土)	自治会館	定例役員会⇒台風8号の為中止 資料関係ポスティング(会費減額提案、黄色い小旗訓練)
	20日(土)	光が丘小	光が丘地区ふるさとまつり(自治会参加なし)
	27日(土)	自治会館	納涼大会検討小委員会(第4回)
9月	3日(土)	自治会館	本部役員会
	10日(土)	自治会館	定例役員会(自治会役員推薦委員会発足の提案、各組へのアンケート調査依頼、長寿のお祝い配布) 配布:長寿のお祝(430)、記念品(80)
	11日(日)	松葉町内	黄色い小旗掲出訓練(72.4%)
	17日(土)	自治会館	納涼大会検討委員会(全体第2回)小委員会中間報告
	18日(日)	自治会館	敬老の集い
	25日(日)	自治会館	推薦委員会発足(委員長、副委員長選出、毎週日曜開催)

松葉町自治会 令和4年度事業報告(10月～翌3月)

(——— :中止)

10月	1日(土)	自治会館	本部役員会
	2日(日)	自治会館	夫運動会
	8日(土)	自治会館	定例役員会(自治会費集金10・11・12月分、募金のお願い)
	9日(日)	自治会館	令和4年度中間監査
	16日(日)	自治会館	光が丘地区自治会連合防災訓練(本部のみ)
	22日(土)	自治会館	納涼大会検討小委員会(第5回)
11月	3日(木)	道保川公園	陽光台地区連合主催住民のつどい「いも煮会」
	5日(土)	自治会館	本部役員会
	12日(土)	自治会館	赤い羽根、年末助け合い集金(¥179,760、¥74,900)
	12日(土)	自治会館	定例役員会(どんど焼き実行委員会発足 自治会活動に関するアンケートのお願い)
	13日(日)	松葉町内	秋の町内清掃(公園・自治会館等)
	26日(土)	自治会館	納涼大会検討小委員会(第6回)
12月	3日(土)	自治会館	本部役員会
	10日(土)	自治会館	定例役員会(どんど焼き、役員選出の件)
	26日(月)	自治会館	1月度本部役員会
	26日(月)	松葉町内	年末警戒パトロール
	27日(火)	松葉町内	年末警戒パトロール
1月	8日(日)	自治会館	どんど焼き
	14日(土)	自治会館	定例役員会(自治会費集金1・2・3月分)
	28日(土)	自治会館	納涼大会検討小委員会(第7回)
2月	4日(土)	自治会館	本部役員会
	11日(土)	自治会館	定例役員会(「新生児へのお祝い金贈呈」制度創設の件)
	18日(土)	自治会館	納涼大会検討小委員会(第8回)
3月	4日(土)	自治会館	定例役員会(定期総会について)
	4日(土)	自治会館	令和5年度新役員(令和5年度副部長選出会議)
	11日(土)	自治会館	令和4年度監査
	15日(火)		広報松葉第163号発行
	26日(日)	陽光台小	令和4年度定期総会

令和4年度松葉町自治会決算報告
 (会計期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)(単位:円)

一般会計【収入の部】

項 目		予 算	実 績	摘 要
前年度繰越金		1,399,185	1,399,185	
収 入	自治会費	2,772,000	1,452,900	自治会費[下半期減額]・替断会費[本年度免除]
	自治会報奨金	226,700	226,370	市からの報奨金
	相模原市補助金	220,000	243,040	ひまわり公園管理委託料、敬老の集い補助金
	各種行事協力金	600,000	24,200	総会資料広告代、どんと焼き御厚志
	資源回収金	600,000	571,830	相模原市資源回収奨励金
	雑収入	115	9,511	貯金利息、前年度未払金処理差額等
小 計		4,418,815	2,527,851	
合 計		5,818,000	3,927,036	

一般会計【支出の部】

項 目		予 算	実 績	摘 要
本 部 運 営 費	総会費	350,000	333,710	総会資料等
	総務費	630,000	494,119	事務消耗品、コピー機リース代、トナー代等
	会議費	30,000	7,356	会議運営費
	慶弔交際費	270,000	168,000	会員香典・近隣自治会行事への御祝儀等
	各種分担金費	350,000	194,770	光が丘地区自治会連合会・陽光台地区連合自治会
	賠償責任保険料	200,000	176,470	自治会行事事故保険
	助成費	240,000	240,000	松寿会、婦人会、2・3丁目育成会、民生委員
	特別委員会活動費	50,000	50,000	推薦委員会等
	研修費	80,000	42,000	役員研修費、役員活動費等
	本部予備費	40,000	0	
小 計		2,240,000	1,706,425	
専 業 部 費	広報部費	230,000	84,030	広報「松葉」印刷費等
	体育部費	600,000	204,557	どんと焼き
	文化部費	1,350,000	24,705	簡易やぐら設置試行実験等
	情報宣伝部費	20,000	0	
	福祉厚生部費	480,000	268,169	敬老の日記念品、ご長寿お祝い品等
	防犯防災部費	250,000	93,404	防犯・防災関連等
	環境整備部費	40,000	43,700	ひまわり公園・園内倉庫の維持管理・町内清掃等
	事業部予備費	48,000	8,719	感染症対策用品等
	資源回収リサイクル料	260,000	245,070	
小 計		3,278,000	972,354	
中計(本部+事業部)		5,518,000	2,678,779	
会館建設会計へ		300,000	300,000	
合 計		5,818,000	2,978,779	

会館会計【収入の部】

項 目		予 算	実 績	摘 要
前年度繰越金		104,284	104,284	
収 入	会館会費	924,000	917,700	自治会館費
	会館使用料	0	0	
	雑収入	0	1,469,459	火災共済中途解約返戻金
		716	5	貯金利息
小 計		924,716	2,387,164	
合 計		1,029,000	2,491,448	

会館会計【支出の部】

項 目		予 算	実 績	摘 要
支 出	会館維持管理費	150,000	0	会館維持補修
	共済保険料	360,000	219,031	会館保険料(新共済保険に切り替え)
	水道光熱費	350,000	294,823	電気、上下水道料
	備品費	100,000	69,960	AEDリース代
	消耗品費	30,000	16,943	洗剤、トイレトーパー等
	会館積立基金	0	1,469,459	令和5年3月発生見込み分
	予備費	39,000	35,580	物の置の置代・前年度未払い処理費等
	小 計	1,029,000	2,105,796	
会館積立基金		0	250,000	令和5年3月発生見込み分
合 計		1,029,000	2,355,796	

	<収入>		<支出>		<次年度繰越金>
一般会計:	3,927,036	—	2,978,779	=	948,257
会館会計:	2,491,448	—	2,355,796	=	135,652

令和4年度積立基金決算報告

	一般会計	会館会計	合 計
令和3年度末残高	3,124,237	1,701,115	4,825,352
令和4年度利息	56	30	86
小計	3,124,293	1,701,145	4,825,438
令和4年基金積立額※1	0	1,469,459	1,469,459
令和4年基金積立額※2	0	600,075	600,075
令和4年基金積立額※3	0	250,000	250,000
令和4年度末残高	3,124,293	4,020,679	7,144,972

※1 火災共済中途解約返戻金分

※2 会館建設会計剰余金分

※3 会館会計剰余金分

自治会館建設会計【収入の部】

項 目		予 算	実 績	摘 要
収 入	繰越金	1,784,055	1,784,055	
	建設会費	2,772,000	2,755,200	
	一般会計より	300,000	300,000	
	雑収入	0	8	貯金利息
合 計		4,856,055	4,839,263	

自治会館建設会計【支出の部】

項 目		予 算	実 績	摘 要
支 出	借入金返済	4,195,776	4,188,368	令和4年10月繰り上げ完了
	雑費	0	50,820	借入金返済滞り解消手数料等
	会館積立基金	0	600,075	令和5年3月発生戻込み分
	繰越(手許金)	660,279	0	預金口座3月解約予定
合 計		4,856,055	4,839,263	

用途	融資名	借入日	完済予定日	借入額	R5年3月末残高
土地	制度融資	H25.10.10	R5.3.5	11,000,000	0
	プロパー融資	H25.10.10	R5.3.5	11,000,000	0
建物	制度融資	H25.11.13	R5.3.5	8,000,000	0
	プロパー融資	H26.1.10	R5.3.5	8,000,000	0
合計				38,000,000	0

令和4年10月17日付にて全額完済

令和4年度の一般会計、会館会計、自治会館建設会計、積立基金及び事業を監査の結果、
適正であることを認めます。

令和5年 3月11日

監事

北村一美



監事

高島佳子



令和5年度 事業計画(取組方針)(案)(1/2)

I. 現状の最重要課題

高齢化率の増加と現役世代加入率の低迷、コロナ禍での事業中止等に起因して、会員相互の連帯感が薄れる傾向が進み、その結果、自治会を構成する根幹組織である”組”の存続が危機的状況に向かっている。

II. 課題解決に向けた取組

上記課題解決のため「自治会組織等検討委員会」を発足、活力ある組及び本部組織のあり方を求めて検討する。

検討にあたっては会員が納得性を感じる結果を出すために、以下の作業を行う。

- ・会員の正確な世代実態を把握するため、会員名簿を整備する
- ・各組と情報交換を行い、実態を正しく把握する
- ・未加入世帯及び賛助会員の加入促進を図る

III. 本年度の重点活動

高齢者や働く世代、子どもたちが楽しく集い、会員相互の連帯感が強く防犯防災にもみんなで協力し合える明るい街”松葉町”を目指して

1. 会員の生活を守り、住みよい街づくりを目指す活動

- ① 交通安全に不安ある箇所(道路・交通標識等)の抽出と改善要望
- ② 町内美化の推進(ごみ集積場の清掃活動等)
- ③ 福祉厚生への推進(新生児へのお祝い金贈呈制度の施行)
- ④ 笑顔あふれる街づくり(あいさつ運動の推進)
- ⑤ 地域の絆づくり(ひまわり公園の維持管理等)

2. 防犯・防災活動

- ① 自主防災意識の高揚(防災訓練・防災講話等の実施)
- ② 防災器具・備品の整備充実
- ③ 防犯意識の高揚(年末警戒・防犯講和等の実施)

3. 会員同士の親睦を図る活動

- ① 持続可能な納涼大会の企画・検討・実施
- ② 連帯感を感じられるレクリエーションの企画・検討・実施

IV. 重点活動推進を支える取組

1. 資源回収の収益拡大による活動資金の補填
2. 広報を通じた本部活動内容の見える化による課題意識の共有
3. デジタルメディアの活用によるタイムリーな双方向情報伝達の試行
4. 関連団体の支援強化による自治会活動の充実
5. 公民館主催行事への積極参画による近隣地域との連携強化

令和5年度 事業計画(案)(2/2)

4月	8日(土)	自治会館	4月役員会(納涼大会実行委員会発足の提案等)
5月	13日(土)	自治会館	5月役員会(自治会費集金4・5・6月分等) (レクリエーション実行委員会発足の提案等)
	28日(日)	松葉町内 自治会館	春の町内清掃 ごみと資源の勉強会
6月	10日(土)	自治会館	6月役員会(敬老の集い実行委員会発足の提案等)
	10日(土)	自治会館	自治会関連団体との懇談会
	11日(日)	自治会館	松葉町自主防災訓練
7月	8日(土)	自治会館	7月役員会(自治会費集金7・8・9月分等)
	16日(日)	ひまわり公園	納涼大会事前準備 ① 花看板
	23日(日)	ひまわり公園	納涼大会事前準備 ② 電気配線・各種飾りつけ等
	29日(土)	ひまわり公園	納涼大会1日目
	30日(日)	ひまわり公園	納涼大会2日目
	31日(月)	ひまわり公園	納涼大会あと片付け
8月	5日(土)	ひまわり公園	納涼大会(雨天予備日)
	6日(日)	ひまわり公園	納涼大会
	12日(土)	自治会館	8月役員会
	19日(土)	光が丘小	光が丘地区ふるさとまつり
9月	9日(土)	自治会館	9月役員会(自治会役員選考委員会発足の提案等)
	17日(日)	陽光台小	敬老の集い
10月	1日(日)	陽光台小	レクリエーション
	7日(土)	自治会館	10月役員会(自治会費集金10・11・12月分等)
11月	3日(金)	道保川公園	陽光台地区住民の集い
	11日(土)	自治会館	11月役員会(どんど焼き実行委員会発足の提案等)
	12日(日)	松葉町内	秋の町内清掃
12月	9日(土)	自治会館	12月役員会
	26日(火)	松葉町内	年末警戒パトロール
	27日(水)	松葉町内	年末警戒パトロール
1月	13日(土)	自治会館	1月役員会(自治会費集金1・2・3月分等)
	14日(日)	ひまわり公園	どんど焼き
2月	10日(土)	自治会館	2月役員会
3月	2日(土)	自治会館	3月新・旧役員会
	24日(日)	陽光台小	定期総会

令和5年度 松葉町自治会予算(1/2)(案)

一般会計【収入の部】

《会計期間：R5.4.1～R6.3.31》

項 目	予 算	主たる内容	
前年度繰越金	948,257	令和4年度からの繰越	
収 入	自治会費	2,738,000	自治会費(月額300円×730世帯)、賛助会費
	自治会報奨金	208,050	市からの報奨金
	相模原市補助金	238,000	ひまわり公園管理委託料、敬老の集い補助金他
	各種行事協力金	500,000	納涼大会・レク大会等の御厚志、総会資料広告代等
	資源回収金	550,000	相模原市資源回収奨励金
	雑収入	693	貯金利息、前年度未払金処理差額等
小 計	4,234,743		
収入合計	5,183,000		

一般会計【支出の部】

項 目	予 算	主たる内容	
本 部 運 営 費	総会費	350,000	総会資料等
	総務費	550,000	PC・事務消耗品、コピー機リース代等
	会議費	20,000	会議運営費
	慶弔文際費	300,000	会員香典、新生児祝い金、近隣自治会行事への御祝儀等
	各種分担金費	350,000	光が丘地区自治会連合会、陽光台地区連合自治会等
	賠償責任保険料	200,000	自治会行事事故保険
	助成費	240,000	松寿会、婦人会、2・3丁目育成会、民生委員
	特別委員会活動費	50,000	推薦委員会等
	研修費	65,000	役員研修費、役員活動費等
	本部予備費	30,000	
	小 計	2,155,000	
事 業 部 費	広報部費	150,000	広報「松葉」印刷費等
	体育部費	500,000	レク大会、どんど焼き
	文化部費	1,150,000	納涼大会、ふるさとまつり
	情報宣伝部費	10,000	回覧用文具等
	福祉厚生部費	350,000	敬老の日記念品、敬老の集い等
	防犯防災部費	400,000	防災訓練、防犯防災関連(備蓄品を含む)等
	環境整備部費	80,000	ひまわり公園管理、町内清掃、資源回収推進等
	事業部予備費	38,000	
	資源回収リサイクル料	250,000	
	小 計	2,928,000	
中計(本部+事業部)	5,083,000		
積立金へ	100,000	相模原市資源回収奨励金より	
支出合計	5,183,000		

令和5年度 松葉町自治会予算(2/2)(案)

会館会計【収入の部】

《会計期間：R5.4.1～R6.3.31》

項 目		予 算	主たる内容
前年度繰越金		135,652	令和4年度からの繰越
収 入	会館会費	876,000	会館会費(月額100円×730世帯)
	会館使用料	0	会館使用料
	雑収入	348	貯金利息、前年度未払金処理差額等
	小 計	876,348	
収入合計		1,012,000	

会館会計【支出の部】

項 目		予 算	主たる内容
支 出	会館維持管理費	100,000	会館・倉庫維持補修等
	共済保険料	220,000	自治会館新火災保険 ※1
	水道光熱費	400,000	電気、上下水道料(電気代の値上がり分に配慮)
	備品費	100,000	AEDリース代、照明器具交換等
	消耗品費	100,000	コピー用紙・トナー代、洗剤、トイレトペーパー等
	予備費	92,000	
支出合計		1,012,000	

※1 共済期間は令和5年1月10日～令和15年1月10日です。

自然災害共済金2,630万円。地震1,315万円。満期共済金100万円。

倉庫の共済期間は平成26年6月17日～令和6年6月16日で、当初一括支払い済。

保険料48,610円(10年分)

自治会法人 松葉町自治会 財産目録

名 目		形状・品目・場所	数 量	備 考
不 動 産	土地	中央区陽光台2丁目5180番19、20	307.51㎡	92.9坪 平成25年10月10日取得
	建物 自治会館	木造スレート葺2階建集会所 (2丁目2番21号) 1階:事務室・調理室・会議室 2階:会議室	延165.62㎡ (82.75㎡)	延50坪、建坪25坪 平成26年3月11日(新築)
				1階会議室:8.5坪
				2階第1会議室:8.5坪
				2階第2会議室:8.5坪
	建物 倉庫 (会館附属施設)	木造合金メッキ合板葺1階建	57.83㎡	17.5坪 平成26年5月29日(新築)
会館前物置	スチール製	1基		
防災用倉庫	スチール製	1基		
備 品 什 器 ・ 祭 典 具 ・ 体 育 具	ルームエアコン	会議室・事務室	4基	
	テーブル	短脚用(室内用)	一式	
		長脚用(室内用・屋外用)	一式	
	折りたたみ椅子	(室内用・屋外用)	一式	
	椅子収納台車		2基	
	IH調理器	1階・2階	2基	
	温水器	1階・2階	2基	
	書類戸棚	スチール製	3個	
	食器戸棚	1階・2階(木製)	2個	
	冷蔵庫	1階	2基	
	テント	大・小	一式	
	祭典関係	みこし(大・小)・やぐら・太鼓・提灯	一式	
	体育関係	用具・用品	一式	
	防犯関係	防災具・照明具	一式	
	消火器	1階・2階・防災用倉庫	一式	
	消火器及びケース	各組に配置	46セット	
	掲示板	会館前新設含む	7基	
	バッテリー式LEDライト	防災倉庫	1台	
	携帯用アンプ	ワイヤレスマイク1本含む	1台	
	シュレッダー		1個	
防災携帯無線機	IC-DPR3とIC-DPR6	2台と3台		
救急用具	担架・薬品他	一式		
防災ジャンパー	含ヘルメット	一式		
プロジェクターとスクリーン	事務所	一式		

自治会法人 松葉町自治会重要書類等

No.	書 類 名	部 数
1	自治会法人 松葉町自治会 登記済権利証 土地の部	1 部
2	同 登記済権利証 建物の部（倉庫含む）	1 部
3	同 火災共済証書（建物）	1 部
4	同 火災共済証書（倉庫）	1 部
5	同 建物確認済証及び検査済証	各 1 部
6	同 倉庫確認済証及び検査済証	各 1 部
7	松葉町自治会団地管理組合法人臨時総会議事録（平成24年度）	1 部
8	松葉町自治会団地管理組合法人臨時総会議事録（平成26年度）	1 部
9	1～6資料の写し	1 部
10	自治会法人設立からの経緯手続き資料	1 部

1. 上記1～6の書類等は、相模原市農業協同組合中央支店の貸金庫にて保管してあります。
2. 上記7～10の書類等は、自治会館に保管してあります。
3. 貸金庫の鍵は、自治会法人松葉町自治会会長が保管しています。

令和5年3月31日

自治会関連団体代表者氏名			
役 職	氏 名	組	
松 寿 会 々 長	太 田 正 雄	7	
婦 人 会 々 長	中 牟 田 好 江	19	
松葉二丁目育成会々長	高 橋 友 美	7	
松葉三丁目育成会々長	三 井 聖 子	22	
民 生 委 員 員	入 江 紫 須 子	3	
	新 井 淳	12	
	北 村 章 之	21	
	児 玉 千 恵 子	1	
主 任 児 童 委 員	守 屋 典 子	12	
交 通 安 全 協 会 陽 光 台 支 部	中 坪 秋 男	23	
	前 場 裕 明	23	
	石 川 仙 吾	17	
	松 本 頼 和	4	
	岩 佐 健	11	
相 模 原 市 ス ポ ー ツ 推 進 委 員	沢 口 禎 則	1	
相 模 原 市 青 少 年 指 導 員	播 磨 政 春	18	

自治会歴代会長一覧			
年 度	氏 名	組	
昭和43年～44年	石 井 志 治	3	
昭 和 4 5 年	佐 々 木 治	5	
昭和46年～48年	吉 川 卓 男	6	
昭 和 4 9 年	町 田 長 幸	13	
昭和50年～53年	関 根 和 夫	21	
昭 和 5 4 年	木 内 勝 也	11	
昭和55年～59年	河 井 光 男	12	
昭和60年～62年	島 津 信 夫	11	
昭和63年～平成元年	吉 川 慎 助	1	
平成 2年～ 3年	内 田 博 隆	2	
平成 4年～ 6年	中 嶋 誠 次	12	
平成 7年～ 9年	古 跡 勇	13	
平成10年～11年	河 井 光 男	12	
平成12年～15年	田 部 井 勝 司	13	
平成16年～20年	関 根 和 夫	21	
平成21年～24年	小 倉 偉 男	13	
平成25年～26年	馬 場 吉 博	4	
平成27年～令和元年	安 藤 順 夫	4	
令和2年～令和3年	田 仲 正	21	
令和4年～	馬 場 吉 博	4	

令和5年度 松葉町自治会役員名簿（本部）

役 職	氏 名	住 所	電 話 番 号	組
会 長	馬 場 吉 博			4
副 会 長	清 水 陽 子			11
	松 本 頼 和			4
総 務 部 長	岩 佐 健			11
会 計	柳 原 由 記 子			11
	木 林 寿 康			13
監 事	北 村 一 美			21
	片 平 正 美			23
広 報 部 長	中 村 勇 二			6
体 育 部 長	金 慶 一			3
文 化 部 長	沢 口 禎 則			1
情 報 宣 伝 部 長	斉 藤 久 二			14
福 祉 厚 生 部 長	天 明 文 恒			14
防 犯 防 災 部 長	清 水 信 夫			16
環 境 整 備 部 長	高 橋 啓 太			7
会 館 管 理 部 長	磯 崎 常 明			19

【副部長担当者名簿】

役 職（人数）	組・氏 名
広 報 部 ①	4組 松本 啓史
体 育 部	
文 化 部	
情 報 宣 伝 部 ⑥	1組 本間 哲 6組 石山 靖二 8組 本間 智幸
	11組 佐藤 敦 16組 佐々木 健一 22組 小笠原 亮
福 祉 厚 生 部	
防 犯 防 災 部 ⑬	2組 高橋 勝美 3組 高野 洋介 5組 吉松 金太郎
	7組 近藤 信洋 9組 各務 文 10組 澁谷 正一
	12組 南雲 元幸 13組 吉村 純一 14組 高野 博祐
	15組 泉田 吉朗 17組 青木 昌宏 18組 山口 明
	19組 山本 貞夫 20組 豊家 剛志 21組 福世 正志
	23組 齋藤 勲
環 境 整 備 部	
会 館 管 理 部	

令和5年度 役員名簿(組別)

組	役	職	氏名	名
1	組長	長	本間	哲
	副組長	長	大井	聡
	運営委員	員	長岡 野健 関野 健	司
2	組長	長	高橋	勝美
	副組長	長	内谷	和男
	運営委員	員	籍崎 邦男 山口 道則	則
3	組長	長	高野	洋介
	副組長	長	中山	裕之
	運営委員	員	石井 志治 波田 富智	美
4	組長	長	松本	督史
	副組長	長	木下	武徳
	運営委員	員	石塚 道徳 藤田 信雄	雄
5	組長	長	吉松	金太郎
	副組長	長	金子	イ子
	運営委員	員	名嘉 良一 鈴木 一理	理
6	組長	長	石山	靖二
	副組長	長	井手	口香
	運営委員	員	堀江 利之 佐々木 勇	治
7	組長	長	近藤	信洋
	副組長	長	松原	恵美
	運営委員	員	中村 貴重 長澤 重子	子
8	組長	長	本間	智幸
	副組長	長	菅野	善二
	運営委員	員	服部 和則 岡登 志江	江
9	組長	長	各務	文子
	副組長	長	並木	純
	運営委員	員	草間 純 羽織 屋 弘	弘
10	組長	長	澁谷	正一
	副組長	長	山本	良治
	運営委員	員	佐藤 孝弘 平間 弘	弘
11	組長	長	佐藤	敦雄
	副組長	長	小平	久孝
	運営委員	員	清水 雅下 岩佐 ミ	リ
12	組長	長	南雲	元幸
	副組長	長	清水	康彦
	運営委員	員	片野 正文 栢木 祐司	司

組	役	職	氏名	名
13	組長	長	吉村	純一
	副組長	長	内田	幸雄
	運営委員	員	吉田 剛彦 直井 猛彦	彦
14	組長	長	高平	博祐
	副組長	長	野川	昌信
	運営委員	員	三田 篤志 本山 宏	宏
15	組長	長	泉田	吉朗
	副組長	長	望月	直子
	運営委員	員	佐藤 正弘 大石 泰平	平
16	組長	長	佐々木	健一
	副組長	長	岡本	利治
	運営委員	員	中田 博明 増利 昌隆	隆
17	組長	長	青木	昌宏
	副組長	長	松本	栄隆
	運営委員	員	石川 博歩 五十川 明	歩
18	組長	長	山口	明正
	副組長	長	簡藤	祥太
	運営委員	員	後藤 祥紳 森 紳	紳
19	組長	長	山本	貞夫
	副組長	長	小川	洋明
	運営委員	員	小須 忠節 須賀 剛志	志
20	組長	長	豊家	剛志
	副組長	長	蛭田	隆介
	運営委員	員	三枝 金秀 野崎 正	正
21	組長	長	福世	志明
	副組長	長	福山	州治
	運営委員	員	新木 啓儀 松永 儀	儀
22	組長	長	小笠原	亮也
	副組長	長	赤岩	健也
	運営委員	員	池田 健智 三井 智	智
23	組長	長	齋藤	勲
	副組長	長	堀越	聡
	運営委員	員	齊藤 昇清 大石 清	清

自治会法人松葉町自治会規約

(名称)

第1条 本自治会は、自治会法人松葉町自治会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域の発展と会員相互の親睦並びに生活及び文化の向上に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び福利厚生のための事業
- (2) 会員の生活の安全を守り、快適な環境の整備に係る事業
- (3) 近隣自治会、各種団体及び関連機関との連携を密にし、本会の発展に寄与すべき事業
- (4) その他必要と認められる事業

3 前項の事業を遂行するため、本会に次に定める専門部を置き、当該各号に定める事業を行う。

- (1) 広報部 広報活動に関すること。
- (2) 体育部 体育活動及びレクリエーションに関すること。
- (3) 文化部 祭典及び各種文化活動に関すること。
- (4) 情報宣伝部 各種回覧、掲示など本会運営に必要な情報宣伝活動及び組織強化活動に関すること。
- (5) 福祉厚生部 福祉、厚生及び保健衛生に関すること。
- (6) 防犯防災部 防犯防災、交通安全並びに関係機関との連絡及び後援に関すること。
- (7) 環境整備部 町内の環境整備に関すること。
- (8) 会館管理部 自治会館の管理及び運営に関すること。

(区域)

第3条 本会の区域は、相模原市中央区陽光台2丁目及び3丁目とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、前条に定める区域内に住所を有する個人とする。

2 前項のほか、本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。

(入会)

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由がなくこれを拒んではならない。

(退会)

第6条 会員が次の各号に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
 - (2) 本人から退会届けが提出されたとき。
- 2 本人が死亡又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(主たる事務所)

第8条 本会の主たる事務所は、相模原市中央区陽光台2丁目2番21号に置く。

(単位組織)

第9条 本会の運営と事業実施のために、区域内に組を置き、会員はいずれかの組に所属する。

(役員等)

第10条 本会に、本部役員、組役員(以下「役員」という。)、監事及び運営委員を置く。

2 本部役員の職及び人員は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 総務部長 | 若干名 |
| (4) 会計 | 若干名 |
| (5) 専門部長 | 若干名 |

3 組役員の職及び人員は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 組長各組 | 若干名 |
| (2) 副組長各組 | 若干名 |

4 監事 2名

5 運営委員各組 若干名

(役員等の選任)

第11条 前条第2項に定める本部役員及び前条第4項に定める監事は、別に定める細則により会員の中から選出し、総会において承認を得る。

2 前条第3項に定める組役員及び前条第5項に定める運営委員は、組内での協議により選出する。

(役員等の職務)

第12条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - (3) 総務部長は、本会の運営に必要な事業及び業務を総括する。
 - (4) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に必要な書類を管理する。
 - (5) 専門部長は、当該事業の計画立案及び事業を遂行するため、規約第2条第3項に定める業務を行う。
- 2 組長及び副組長は、組を代表して組の業務及び本会の事業を遂行する。
 - 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他役員の仕事執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
 - 4 運営委員は、組長及び副組長の業務を補佐する。

(役員任期)

- 第13条 役員任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 欠員により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 第10条に定める役員等は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

- 第14条 本会には、役員会の承認を得て顧問を置くことができる。顧問は、会長の委嘱により会務について助言、援助をする。

(機関)

- 第15条 本会の議決機関は、総会及び役員会とする。

(総会の種別)

- 第16条 総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第17条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の開催)

- 第18条 定期総会は、毎事業年度終了後1か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長又は役員会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上の要請があったとき。

(3) 第12条第3項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって会員に通知しなければならない。

(代議員制)

第20条 定期総会及び臨時総会は代議員制とし、代議員の定数は、各組6名とする。ただし、代議員以外の会員が総会への出席を求める場合は、これを拒むことはできない。

(総会の決議及び承認事項)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
 - (3) 資産の管理報告及び監査報告の承認に関すること。
 - (4) 会費の改定に関すること。
 - (5) 役員を選任に関すること。
 - (6) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 前項第1号、第5号及び第6号のうち急を要する事項は、役員会で議決し、執行することができる。この場合、次の総会で承認を受けなければならない。

(総会の成立要件、議長及び議決)

第22条 総会は、代議員の委任状を含む3分の2以上をもって成立する。ただし、委任状の提出又は書面による表決を出席とみなす。

2 総会の議長及び書記は、出席した代議員の中から選出する。

3 議決は、出席者の過半数の賛成を要するものとし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。ただし、前条第1項第4号及び第5号にかかわる議案については、委任状を含む出席者の3分の2以上の賛成を要するものとする。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印しなければならない。

(役員会の構成)

第24条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第25条 役員会は、次の事項に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員の3分の1以上から要請があったとき。

(役員会の成立要件)

第26条 役員会は、第19条の規定を準用する。この場合において、規定中「総会」とあるのは「役員会」、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(役員会の議決事項)

第27条 役員会は別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の議長及び書記)

第28条 役員会の議長及び書記は、本部役員から選出する。

(本部役員会の構成)

第29条 本部役員会は、本部役員をもって構成する。

(本部役員会の職務)

第30条 本部役員会は、役員会に提案する議案その他必要事項を審議する。

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第33条 本会の資産で、第31条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において委任状を含む総会員の4分の3以上の議決を要する。

(会計及び資産帳簿の整備)

第34条 会長は本会の収入、支出及び資産の状況を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備しておかなければならない。

2 会員が前項の帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧に供しなければならない。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎年度開始後に予算が総会において議決されていないときには、会長は総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書及び財産目録等を作成して行うものとし、これらの書類について 監事の監査を受けた後、毎会計年度終了後1か月以内に書面をもって会員に報告し、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、毎会計年度終了前15日以内に総会の承認を受けることができる。

(事業及び会計年度)

第37条 本会の事業並びに会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の3月31日以前の総会において議決された場合、次年度が始まる4月1日までの収入支出については、次年度会計として収入収支を計上することができる。

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において委任状を含む総会員の4分の3以上の同意を得、かつ相模原市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の委任状を含む4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散に伴う残余財産の処分は、委任状を含む総会員の4分の3以上の同意を得て行うものとする。

（備付け帳簿及び書類）

第40条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 構成員名簿(会員名簿)
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記等に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事録
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 財産目録その他の資産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

（委任）

第41条 この規約に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、自治会法人の認可を受けた日(平成24年6月29日)から施行する。
- 2 松葉町自治会規約(平成12年4月1日施行)は廃止する。
- 3 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

自治会法人松葉町自治会規約施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、自治会法人松葉町自治会規約(平成24年6月29日制定。以下「規約」という。)の施行について、必要な事項を定める。

(会員)

第2条 会員は、生計を共にする家族単位とし、入会申込書の会員登録者をもってその家族を代表する。なお、その家族も会員としての権利及び義務を分担できる。

(賛助会員)

第3条 規約第4条第2項に定める賛助会員は、本会区域内に居住せず、かつ、本会区域内において次の事業を営む者とする。

- (1) 貸住宅経営者
- (2) 事業所及び営業所の代表者
- (3) その他会長が認めた者

2 賛助会員の役員登用は、これを認めない。

(会費)

第4条 規約第7条に定める会費は、次のとおりとする。

一般会計会費

- (1) 会員の場合、一戸当たり月額300円とする。
- (2) 賛助会員の場合、年額5,000円とする。
- (3) 会長が、特別な事由があると認めた場合は、会費の徴収を免除することができる。
- (4) 会費の増額の必要が生じた場合は、自治会総会の決議を経て、増額又は臨時徴収することができる。
- (5) 退会する会員から会費返却の要望があった場合は、前納した会費は返却するものとする。

会館会計会費

- (1) 会員の場合、一戸当たり月額100円とする。
- (2) 前項第3号から第5号の規程については、本項においても適用する。

自治会館建設会費

- (1) 自治会館の建設費に充てるため、一戸当たり月額300円を徴収する。
- (2) 徴収期間は、平成25年4月から平成35年3月までの10年間とする。
- (3) 退会する会員から会費返却の要請があっても、前納した会費は返却しないものとする。

(会費の徴収時期)

第5条 会費は、次の時期に徴収するものとする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 4月分から6月分 | 5月の役員会時 |
| (2) 7月分から9月分 | 7月の役員会時 |
| (3) 10月分から12月分 | 10月の役員会時 |
| (4) 1月分から3月分 | 1月の役員会時 |

(単位組織)

第6条 規約第9条に定める区域内の組数は、23組とする。

(役員等の人数)

第7条 規約第10条に定める役員等の人数は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|------|
| (1) 本部役員 | |
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 総務部長 | 1名 |
| 会計 | 2名 |
| 専門部長 | 8名 |
| (2) 組役員 | |
| 組長 | 各組1名 |
| 副組長 | 各組1名 |
| (3) 監事 | 2名 |
| (4) 運営委員 | 各組2名 |

(役員等の選出方法)

第8条 規約第11条に定める役員等の選出は、次によるものとする。

- (1) 役員会の承認を得て、推薦委員会を設置する。
- (2) 会長は、役員会の承認を得て、推薦委員を委嘱する。
- (3) 推薦委員会は、会長、副会長、総務部長、会計及び監事を推薦する。
- (4) 専門部長を選出するため、次の地区グループを置く。
 - 1地区(1、 2、 3、 9、10、11 の各組)
 - 2地区(4、 5、 6、 7、 8、15 の各組)
 - 3地区(12、13、14、17、21 の各組)
 - 4地区(16、18、19、20、22、23 の各組)
- (5) 各地区グループは、2名の専門部長を選出し、推薦委員会に報告するものとする。
- (6) 推薦委員会は、会長、副会長、総務部長、会計、監事及び専門部長について、総会において承認を得るものとする。

(専門部副部長)

第9条 規約第12条第1項第5号に規定する専門部長を補佐するため、副部長を若干

名置く。副部長は、各組組長又は副組長がこれを兼任する。

(特別委員会)

第10条 会長は必要に応じ、役員会の承認を経て、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は、その職務の完了をもって解散する。

(重要文書の保存)

第11条 総会議事録、規約改正原案等の重要文書は、一定の期間これを保存しなければならない。

(その他)

第12条 この細則に定めのない事項については、役員会の決議を経て、そのつど決定することができる。

附 則

1 この細則は、平成24年6月29日から施行する。

2 松葉町自治会規約施行細則(平成24年6月29日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

自治会法人松葉町自治会会計規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自治会法人松葉町自治会(以下「本会」という。)の会計事務について、必要な事項を定めるものとする。

(会計の任務)

第2条 会計は、本会の運営における収入及び支出を厳正かつ確実に管理するため、次の事項を責任をもって遂行するものとする。

- (1) 現金の出納及び管理
- (2) 出納の記録並びに現金及び預金有高の明確化
- (3) 証憑書類の管理保管
- (4) 帳簿の記録
- (5) 予算案及び決算書の作成
- (6) その他会計に関する事項

(支払関係書類)

第3条 本会の運営のために支払いをするときは、原則として請求書及び領収書を徴するものとする。ただし、預金口座からの自動引き落とし金、慶弔費等で領収書を徴することが困難な支出については、それに代わる証拠書類をもって充てるものとする。

(予算管理)

第4条 予算は、各専門部等との協議のうえ編成し、総会において承認を得なければならない。

2 金銭の支出に当たっては、前項により決定された予算額を超えてはならない。ただし、やむを得ない事由により予算額を超えた場合は、役員会の承認を得ることとする。

(会計伝票)

第5条 取引は、入金伝票及び出金伝票により処理をする。

(会計帳簿)

第6条 本会の会計を明確にしておくため、次の帳簿類を備えるものとする。

- (1) 現金及び預金出納帳
- (2) 総勘定元帳
- (3) 予算管理台帳
- (4) その他必要に応じて作成した帳簿類

(監査)

第7条 本会の会計事務は、年2回監査を受けなければならない。ただし、会員の請求により会長が必要と認めるとき又は監事からの請求があったときは、臨時監査を受けなければならない。

(会計報告)

第8条 自治会法人松葉町自治会規約第36条第1項に定めるもののほか、会計は当該年度の本会の収支状況を次のとおり報告し、承認を得なければならない。

4月から9月までの収支結果中間報告 10月又は11月の役員会時

(預金口座名)

第9条 定期預金及び普通預金の口座名は、次のとおりとする。

自治会法人松葉町自治会 会長 ○○○○ 法人印

(積立基金)

第10条 本会の活動の長期的な財政の確立を図るため、積立基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金への積立金額は、年度繰越金の範囲内とし、金融機関へ預金その他最も確実かつ有利な方法により運用するものとする。

(基金への繰入れ及び取崩し)

第11条 基金への繰入れ及び取崩しは、総会において承認された金額の範囲内とする。ただし、天災地変等によりやむを得ない場合は、役員会の承認を得たうえで取崩すことができる。

(手持現金)

第12条 会計の手持現金は、原則として10万円以内とする。ただし、突発的に発生する入金、請求書等により出金が明らかな一時的な手持金は、この限りではない。

2 普通預金残高が高額になった場合は、安全かつ確実な預貯金に預け入れることとする。

(固定資産等の管理)

第13条 耐用年数1年以上かつ1件当たり5万円以上の固定資産及び備品は、台帳を作成してこれを管理しなければならない。

2 前項の備品を処分する場合は、役員会の承認を受けるものとする。

(重要書類の保管)

第14条 土地・建物の登記簿謄本、火災保険証書等の重要書類は、金融機関の貸金庫に保管し、年1回確認するものとする。

(印章及び鍵の管理)

第15条 銀行口座の印章及び貸金庫の鍵は、会長の委任を受け、会計が管理する。

(管理責任)

第16条 会長は、収支証憑を3か月ごとに確認し、検印しなければならない。

(保存年限)

第17条 第2条第3号に規定する証憑書類及び第6条に規定する会計帳簿は、会計年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 松葉町自治会積立基金規定(昭和58年4月17日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

自治会法人松葉町自治会館管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、自治会法人松葉町自治会規約第2条に規定する目的を遂行するため、その拠点となる自治会館の管理運営について、必要な事項を定める。

(名称及び所在地)

第2条 自治会館の名称を自治会法人松葉町自治会館(以下「会館」という。)と称し、所在地を相模原市中央区陽光台2丁目2番21号とする。

(管理運営)

第3条 会館の管理及び運営は、自治会法人松葉町自治会(以下「自治会」という。)が行う。

2 管理責任者は、会館管理部長とする。

(経費)

第4条 会館の運営は、会費、寄付金及びその他の収入を充てる。

(会計及び監査)

第5条 会館会計は、一般会計とは別とし、自治会の会計が会計事務を行うものとする。

2 会計事務には、自治会法人松葉町自治会会計規程を適用する。

3 監査は、自治会の監事が行うものとする。

(使用時間)

第6条 会館の使用時間は、次のとおりとする。

(1) 午前の部 午前8時から午後 0時30分まで

(2) 午後の部 午後1時から午後 5時30分まで

(3) 夜間の部 午後6時から午後10時30分まで

2 午後11時以降の使用について特別の理由がある場合又は緊急時の場合は、管理責任者の許可を得て使用することができる。

(使用条件)

第7条 会館の使用は、賛助会員を含む自治会会員(以下「会員」という。)を原則とし、使用の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 自治会役員会

(2) 各組総会

(3) 自治会内関連団体

(4) 会員

- 2 被災時における緊急避難場所又は会員の冠婚葬祭のため、会館を使用することができる。
- 3 会員以外の使用又は営利行為のある使用の場合は、管理責任者の許可を得なければならない。
- 4 公序良俗に反する使用は、これを認めない。

（使用料）

第8条 会館の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 使用料は前納とし、次条に規定する申込みの際に、管理責任者に支払わなければならない。

（使用申込）

第9条 会館を使用する者は、必要事項を所定の申込書に記入のうえ、事前に管理責任者に提出しなければならない。

（使用方法及び使用記録）

第10条 会館の使用方法は、管理責任者が別に定める。

- 2 前条により使用を承認された者は、管理責任者の指示に従い、会館を使用するものとする。
- 3 会館を使用した者は、使用後備え付けの会館使用日誌に必要事項を記入するものとする。

（取消し及び変更）

第11条 緊急事態が生じた場合は、管理責任者の権限により使用の承認を取消し、又は変更することができる。

（清掃）

第12条 会館の利用者は、使用後に清掃を行い、会館の維持保全に努めなければならない。

- 2 定期的に行う清掃は、各利用団体が順番により行うものとする。

（備品の貸出し）

第13条 備品の貸出しは、会館運営に支障のない限り無料で行う。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要事項については役員会においてそのつど決定することができる。

別表(第8条関係)

摘 要	使用料
自治会役員会、各組総会、自治会内関連団体及び会員の使用	無料
被災時における緊急避難場所のための使用	無料
会員の冠婚葬祭のための使用	1日につき5,000円
非会員又は営利行為のための使用	時間区分ごとに5,000円

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 自治会法人松葉町自治会館管理規則(平成12年4月1日施行)は、廃止する。

ひまわり公園管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は、陽光台2丁目公園の管理及び運営について必要な事項を定め、その管理運営を通じ住民のコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 陽光台2丁目公園の名称をひまわり公園(以下「公園」という。)と称し、所在地相模原市中央区陽光台2丁目5192番2とする。

(委員会の設置)

第3条 公園の管理及び運営を円滑に行うため、ひまわり公園管理運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成)

第4条 委員会に次のとおり、委員長、副委員長及び委員(以下「委員等」という。)を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 1名 |
| (3) 委員 | |
| ア 松寿会 | 2名 |
| イ 婦人会 | 2名 |
| ウ 育成会 | 4名 |
| エ ボランティア | 4名 |
| オ 役員 | 2名 |

(委員等の選出)

第5条 委員長は自治会法人松葉町自治会(以下「自治会」という。)会長、副委員長は自治会環境整備部長をもって充てる。

2 委員は、松寿会、婦人会、育成会、ボランティア及び役員(以下「団体等」という。)を代表した者をもって充てる。

(委員等の任務)

第6条 委員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは会務を代行する。
- (3) 委員は、公園の管理及び運営について協議する。

(委員等の任期)

第7条 委員等の任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(委員会の開催)

第8条 委員等による委員会を年1回以上開催する。

2 委員会は、委員長がこれを招集する。

(団体等の業務)

第9条 団体等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 婦人会及び育成会は、植栽、除草、施肥、散水等の花壇の維持管理、随時の清その他の業務を行う。
- (2) ボランティアは、低木及び草花に関すること全般の管理、芝生の維持管理並びに施設の軽度の補修その他の業務を行う。
- (3) 役員は、団体等との連絡調整その他の業務を行う。

(定期清掃)

第10条 公園の管理によるコミュニティづくりとして、各組の役員及び会員の輪番制により、月2回の公園の清掃及び除草を行うものとする。

(ボランティア)

第11条 公園の管理に協力するボランティアは登録制とし、随時にその申し込みを受ける。

(利用上の注意)

第12条 公園の利用者は、他の利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう、別に定めるルールとマナーを遵守しなければならない。

(会計)

第13条 公園の管理及び運営に係る経費は、自治会一般会計から支出する。

2 公園の管理に係る相模原市への管理委託料の請求は委員長が行い、自治会一般会計に入金する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要事項については役員会の承認を経てそのつど決定することができる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則この規則は、平成24年6月29日から施行する。

自治会法人松葉町自治会自主防災隊規定

(目的)

第1条 この規定は、自治会法人松葉町自治会(以下「自治会」という。)が自主的な防活動を行う上での必要な事項を定め、もって大規模地震、火災等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この自主防災組織の名称は、自治会法人松葉町自治会自主防災隊(以下「防災隊」という。)と称する。

(事業)

第3条 防災隊は、相模原市地域防災計画における「自分たちのまちは自分たちで守るを基本的な理念として、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災における地域情報の把握及び防災知識の普及に関すること。
- (2) 大規模災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、その他防災活動上、必要な事項に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の整備保管に関すること。
- (5) 災害弱者の支援に関すること。
- (6) その他本規定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(活動の対象)

第4条 防災隊の活動の対象は、自治会会員(以下「隊員」という。)及び自治会区域内居住する者等とする。

2 隣接する自治会との防災対策については、当該自治会と協議し、共同して自主防災活動に当たることができるよう努めるものとする。

(役員)

第5条 防災隊は、隊員をもって構成し、次のとおり防災隊の運営に必要な役員を置く。

- (1) 隊長
- (2) 本部担当副隊長
- (3) 組担当副隊長
- (4) 情報連絡班長
- (5) 初期消火班長
- (6) 救出・救護班長
- (7) 避難誘導班長
- (8) 避難所運営班長
- (9) 給食・給水班長

(10) 災害弱者支援班長

(11) 各班班長

2 各班班長は、班内の組の協議により決定する。

3 防災隊の運営及び活動のために、前項の役員のほか、民生委員及び関係団体等の協力を仰ぐものとする。

4 第1項による防災隊組織図は、別表のとおりとする。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 隊長は、防災隊を総括し、自治体機関、光が丘地区連合自主防災隊との連絡調整、大規模災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- (2) 本部担当副隊長は、隊長を補佐し、又は隊長が事故等により欠けるときは、その任務を代行し、防災隊本部の組織運営、本部班活動の指揮等を行う。
- (3) 組担当副隊長は、隊長を補佐し、各班班長を指揮して各組の被災状況の把握に努め、本部担当の班長の応援を要請する。
- (4) 情報連絡班長は、被害情報等を収集し、防災隊及び光が丘地区連合自主防災に連絡をとるとともに、正しい情報を隊長に伝達する。
- (5) 初期消火班長は、各班班長等と連携し、安全を確保しつつ初期消火活動を行い火災の拡大を防御する。
- (6) 救出・救護班長は、周囲の人の協力を求め、負傷者の救出・救護活動を行う。
- (7) 避難誘導班長は、隊員が安全に避難できるよう、避難誘導を行う。
- (8) 避難所運営班長は、施設管理者及び自治体関係機関と協力し合い、避難所運営本部を設置し、避難所の自主運営を行う。
- (9) 給食・給水班長は、避難所の避難者及び避難所周辺住民に対し、給食・給水のルールに則して、秩序ある給食・給水を行う。
- (10) 災害弱者支援班長は、民生委員、関係団体、自治体関係機関等と協力し、災害弱者の安否確認、救出・救護、避難誘導等の支援活動を行う。
- (11) 各班班長は、班内の組長などと連携を取り、班内における初期消火、避難誘導、安否確認、情報収集などに努める。

(一時避難場所)

第7条 自治会一時避難場所は陽光台小学校とする。

(災害対策本部)

第8条 次の場合には、松葉町内に松葉町災害対策本部を設置する。

- (1) 震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 大規模災害発生時において、隊長が必要と判断したとき。

(防災会議)

第9条 防災隊の事業を円滑に進めること、役員の任務の周知を図ること等のため、防災会議を設置する。

2 防災会議は、隊長がこれを招集する。

(防災訓練)

第10条 防災意識の高揚及び技術の習得を目的とし、年1回以上の防災訓練を実施する。

(会計)

第11条 防災隊の運営に係る経費は、自治会一般会計から支出する。

2 防災隊の運営に伴う収入は、自治会一般会計に入金する。

(委任)

第12条 この規程の運営上、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規定は、平成14年4月1日から施行する。

2 従前の「松葉町自治会自主防災隊組織図」は、廃止する。

附 則

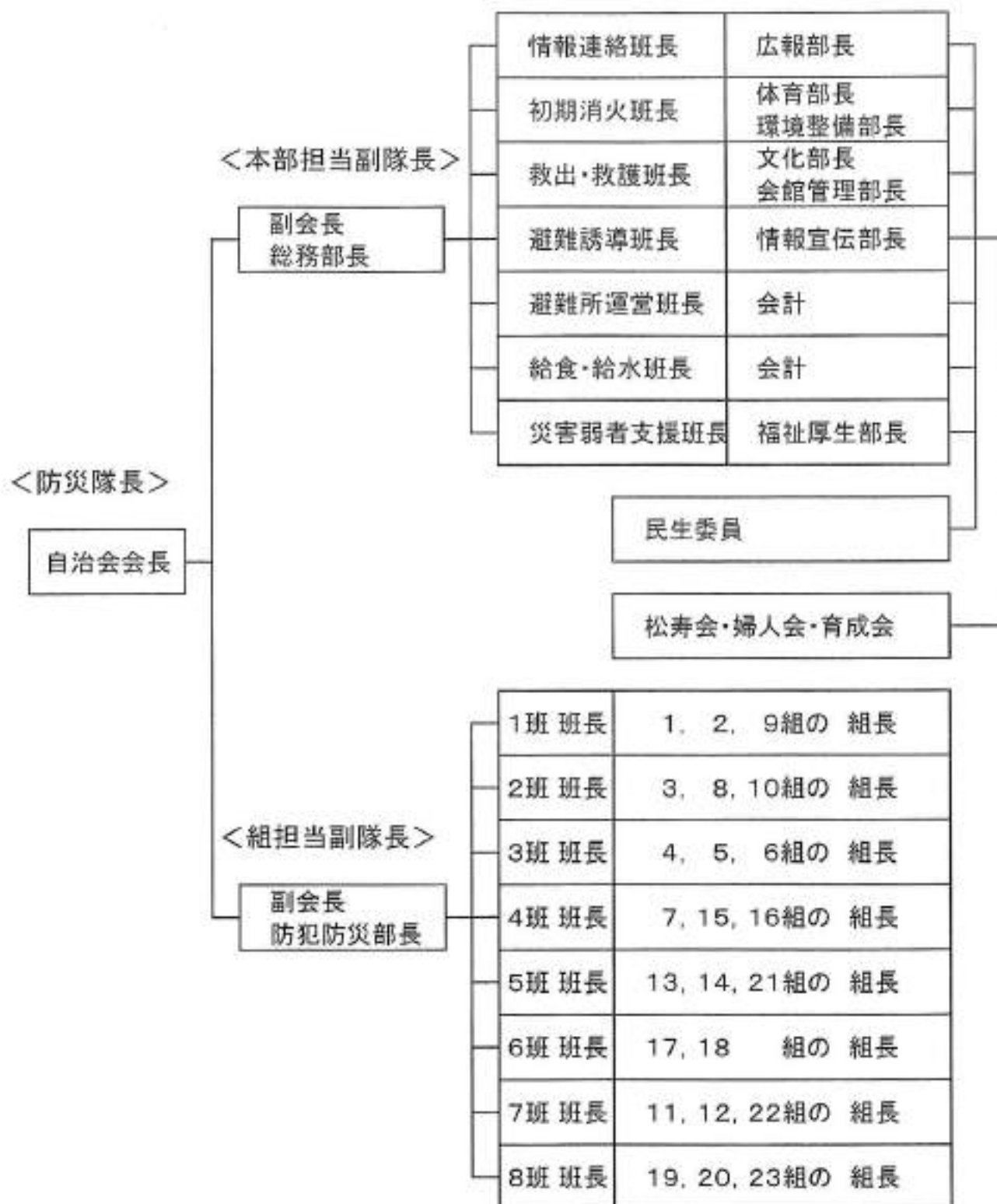
この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年6月29日から施行する。

<別表>

自治会法人 松葉町自治会自主防災隊組織図



表彰規定

(趣旨)

第1条 この規定は、自治会法人松葉町自治会(以下、「自治会」という。)活動・地域文化の向上等に功労のあった者又は広く会員の模範となる者を表彰することに関して必要な事項を定める。

(種類)

第2条 表彰は、個人及び団体表彰とする。

(個人表彰)

第3条 個人表彰は、次のとおりとする。

- (1) 自治会活動に功労のあった者
- (2) 松葉町の文化向上に功労のあった者
- (3) 広く会員の模範となる者

(団体表彰)

第4条 団体表彰は、次のとおりとする。

- (1) 自治会活動に功労のあった団体
- (2) 松葉町の文化向上に功労のあった団体
- (3) 自治会活動の模範となった団体

(表彰の方法と時期)

第5条 表彰は、役員会において決定し、定期総会において表彰状と記念品を贈呈する。

(再表彰)

第6条 この規定により、すでに表彰を受けた者であっても、更にこの事項に該当した場合は、重ねて表彰することができる。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は役員会において決定する。

附 則

この規定は、昭和58年4月17日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年6月29日から施行する。

慶弔規定

(趣旨)

第1条 この規定は、会員の慶弔及び見舞について必要な事項を定める。

(祝金)

第2条 会員に新生児が誕生したとき、祝金を贈るものとする。

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、新生児1人につき5,000円とする。

(弔慰金)

第4条 会員が死亡したとき、弔慰金を贈るものとする。

(弔慰金の額)

第5条 弔慰金の額は、5,000円とする。

(報告)

第6条 組内に第2条及び第4条の該当者が出たとき、組長は速やかに所定の書類に記入し、会長に報告する。

(見舞)

第7条 会員が災害を被ったときは、見舞金等を贈ることができる。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、役員会の承認を経て、そのつど決定することができる。

附 則

この規定は、昭和58年4月17日から施行する。

附 則

この規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

世帯数・賛助会員・会員数(組別)

令和5年3月5日 現在

組	世帯数	賛助会員	合計	会員数
1	26	4	30	80
2	26	3	29	76
3	24	3	27	77
4	42	3	45	131
5	32	0	32	91
6	37	0	37	113
7	30	1	31	94
8	26	2	28	72
9	31	0	31	88
10	45	0	45	135
11	53	4	57	156
12	52	0	52	180
13	39	0	39	115
14	33	0	33	89
15	31	0	31	76
16	31	0	31	96
17	28	0	28	85
18	26	0	26	68
19	39	0	39	126
20	32	0	32	88
21	30	0	30	78
22	19	0	19	63
23	29	2	31	84
合計	761	22	783	2,261

賛助会員名簿

令和5年3月1日 現在

No.	会員名	組
1	内田歯科医院	1
2	株式会社 グリーンフラッグ	1
3	株式会社 三新ハウジング	1
4	一友ビルドテック 株式会社	1
5	株式会社 富士設備	2
6	プリントショップ ピコ	2
7	こひつじ保育園	2
8	鈴木峰陽税理士事務所	3
9	株式会社 mieux patio	3
10	NPO法人 EGAO ひまわり工房	3
11	スギ薬局 陽光台店	4
12	マルアサ梱包商会 有限会社	4
13	株式会社 第一オート	4
14	医療法人社団 明仁会 陽光台歯科クリニック	7
15	泉心会 メディカルサービス フォンテーヌ相模原 陽光台	8
16	美容室 FRISE フリーゼ	8
17	特定非営利活動法人 シオン 相模原 ラウレア	11
18	居酒屋 山鹿喜	11
19	やきとり 鳥七	11
20	グループホーム あいしま 相模原	11
21	株式会社 木 陽	23
22	有限会社 山憲建設	23



内田歯科医院

診療時間 平日 9:00~13:00 14:30~19:00
 木・土 9:00~13:00 14:30~18:00
 祝 9:00~13:00

休診日 日曜 **診療科目** 歯科・小児歯科
 矯正歯科・歯科口腔外科
 歯の予防相談

住所 〒252-0226
 神奈川県相模原市中央区陽光台2-4-6 1F



CT完備



X線室完備



バリアフリー完備



駐車場完備



TEL:042-757-1876

新患随時受付・各種保険取扱
www.uchida-shika-clinic.com

松葉町と共に
 おかげ様で60年

YAJICON

矢島建設株式会社

〒252-0226
 相模原市中央区陽光台2-3-9
 電話：042-753-0222
 FAX：042-755-7808
 E-mail：yajima.cons@jcom.home.ne.jp
 H.P：http://www.yajicon.net

平成26年に矢島建業㈱から矢島建設㈱に変更しました。

なんにもないところからつくります

企画・デザイン・一般印刷

プリンティング山口

相模原市中央区陽光台2-12-21

TEL (042) 757-2055

FAX (042) 754-4445

滝の流れるステージ 音響抜群

スナック ロマン

大小宴会、会合は貴方の御予算で相談

昼カラオケ（月～日）12:00～5:00 1000円（ランチ付き）

スナック営業（木～日）Pm6:00～Pm11:00 通常料金

相模原市中央区陽光台2-3-26

TEL 758-4993 757-1403

保険調剤

処方せん受付

カナザワ薬局

営業時間 月・火・水・金 午前 9時～17時30分

木・土 午前 9時～13時

定休日 日・祝日 木・土午後

〒252-0226

相模原市中央区陽光台2-3-5

TEL 042-755-0389 FAX 042-751-2378



地元相模原で2000年創業!!

新築のように



お家の塗り替えで大切なお住まいを
きれいにしませんか!

塗装・防水工事 専門店



神奈川県知事許可(般-2)第69724号

一友ビルドテック株式会社

〒252-0226 神奈川県相模原市中央区陽光台2-3-11



☎ 0120-754-789

ホームページはこちらから

塗装は一友



Ichiyou Buildtech co.,Ltd

TEL:042-754-9553

FAX:042-754-8033



担ぎ手集まれ! 松葉睦會

会長 青木昌宏

あなたも「おみこし」を担いでみませんか?

「松葉睦會」は、平成元年に「おみこし」が好きなもの同志が集まり、「まつり」を通じて松葉町を子ども達の「ふるさと」にしたいと考え、毎年、活動を行っています。特にここ数年は、相模原市の『さくら祭り、若葉祭り』等に参加し活動の場を広げております。

そこで今回、我々と一緒に「おみこし」を担いでいただける会員を集めることといたしました。あなたも、粋なハッピとねじりハチマキ、大きなかけ声を張り上げ、大勢の観客の前で「おみこし」を担いでみませんか? 尚、入会資格、利用等は下記の通りです。

①性別 もちろん女性大歓迎です!

②会費 年間5000円

③その他 ハッピ、帯、たび等10000円程度

④活動内容 さくら(わかば)祭、松葉町結源大会、光が丘ふるさと祭等への参加。はちあらい、新年会、フェスティバル等への模擬店出店、自治会行事の手伝い及び参加等です。(全て自由参加です)



少しでも興味のある方は、是非ご連絡下さい!

連絡先 090-1120-8326 (青木)
又は最寄りの会員まで。

給排水衛生・空調・消火設備工事 水道施設工事

Fuji 株式会社 富士設備

相模原店 〒252-0226
相模原市中央区陽光台 2-6-5
TEL 042-752-5241

本 社 〒211-0041
川崎市中原区下小田中5-14-1
TEL 044-755-7200



特定非営利活動法人グループピコ
就労継続支援B型事業所

プリントショップピコ

**フィルム写真・デジタルプリント
コピー・印刷（名刺・封筒・冊子）
自主製品・受注作業 など**

●営業時間 10:00～17:00 定休日 土・日・祝日

〒252-0226 相模原市中央区陽光台2-5-6

TEL 042(786)0360 FAX 042(786)0856

E-mail pico-sksb@cd.wakwak.com



鈴木峰陽税理士事務所

税理士 鈴木峰陽

業務内容

税務・会計に関すること
企業の経営に関すること
相続税に関すること
創業・開業に関すること
人材育成に関すること

ぜひお気軽にご相談ください。

〒252-0226

相模原市中央区陽光台2-2-8
サンハイツ陽光台パートI 1階
TEL 042-769-2316
FAX 042-769-2317

おかげさまで 創業53周年

畳から総合インテリアまで

株式
会社 **ミギタ室内工業**

相模原市 中央区 陽光台 2-12-18 (5組)

※創業当時の住居表示は 相模原市上溝5188でした

電話 042-753-2808(代)

長野ランドリー

電話集配OK、相模原市全域
ドライクリーニング全般
着物、ふとん、毛布、カーテン等

相模原市中央区陽光台2-21-7

(TEL・FAX) 042-754-6459

代表 和田幸司

屋根全般工事

の事ならお任せ下さい！

太田瓦店

代表者 太田正雄

相模原市中央区陽光台2-21-2 (7組)

TEL 042 (752) 4371

「植木屋」京園

ご自宅のお庭の樹木の剪定 伐採、抜根承ります。

ご相談に応じて外構工事なども承っております。

お庭のご相談も応じております。

お気軽にお問い合わせくださいませ。

相模原市中央区陽光台 3-10-9 (菱沼方)

代表 五十川 歩

TEL 042-758-0112

携帯 090-1035-9709

お見積無料 相見積歓迎
建造物全般解体業
産業廃棄物収集運搬・外構工事
小さな物から大きなものまで

解体工事施工技士登録番号 02130037

ホームページをご覧ください 立花 薫

[解体のことなら] ※社員募集中 (年齢問わず)

株式会社 立花商事

建設業許可(般28)第65012号・収集運搬業許可000204号

〒252-0226 相模原市中央区陽光台2-29-1

TEL (042) 730-6280 ケイタイ (090-3517-2214)

FAX (042) 730-6268 <http://tachibana-shoji.com/>

自家製麺 手もみ蕎麦

蕎麦
井 増田屋

TEL 042(753)3123

営業時間 11:00~20:00 定休日;木曜日



大小宴会のご
予約、承って
おります。
最大8名様ま
での個室あり!!



わきどり
鳥七
どりいち

絶品
わきどり90円~

ぜひご堪能
下さいませ

営業時間 17時~24時頃まで

定休日 毎週木曜日

TEL 042 (865) 2754

- 病院への送り迎え
- 冠婚葬祭などへの送り迎え
- ご家族様でのご旅行のご案内 (ご宿泊も可)

全国介護タクシー協会会員

国土交通省関東運輸局許可事業 (関自旅二第2456号)

介護タクシー かるや

濱田 雅彦

〒252-0226

相模原市中央区陽光台2-28-17 (12組)

TEL 090-3002-5721

家の事なら何でもご相談ください！

その他

土地 エクステリア 上下水 ガーデニング
解体などの優良業者のご紹介もいたします。

大工 青木

携帯090-1120-8326

〒252-0226

相模原市中央区陽光台3-8-23 (17組)

TEL・FAX 042 (756) 5737

＝ 信用と技術で応える ＝

ビル建設に関する電気通信技術の専門会社

視聴覚放送映像設備・TV電波障害救済等CATV設備
電話設備・インターネット設備・インターホン設備・防犯防災設備
BS・CS・地上波デジタルアンテナ・ITV監視カメラ設備

〈設計 施工 保守〉

(株) 陽光通信工業

代表取締役 鳴海 崇宏

相模原市中央区陽光台4-8-21

電話042 (753) 1065(代) FAX 042 (758) 3823

Homepage <http://www.yoko-tsushin.co.jp/>

E-mail info@yoko-tsushin.co.jp



カット

男性 (シャンプー・シェーブ付) 3500円
 (シャンプー・フロー付) 3000円
 高校生 2500円 中学生 2300円
 小学生 2000円 幼児 1800円

パーマ …3500円～
 カラー …3500円～
 ハーフカラー …4500円～
 白髪ぼかし…1000円～2000円
 縮手矯正…10000円～18000円
 レディースシェーブ 2000円

頭皮もみもみコース 5500円

頭皮のコリをほくします (約5分)

頭皮洗浄コース 18000円

頭皮もみもみコースに加え
 頭皮の汚れを取り
 頭皮を正常化します

髪育コース 25000円

頭皮洗浄コースに加え
 育毛剤の数十倍効果の
 オフティマイジングジェルを塗布し
 フォスターで加温、血行促進します

平日 9:30～19:00
 土・日・祝日 8:00～18:00
 定休日 と

陽光台3-15-18-101
 Tel 042-853-2551

お断りしている時もありますので
 Telでの混雑状況の確認をお願いします



相模原市

**シロアリ・ゴキブリ
 ネズミ・害虫全般**

調湿炭・床下換気扇・カビ防止
 技術と安価がモットー (年中無休) 調査・見積無料中

株式会社 相模消毒

—安全性の高い薬剤を使用します—

☎(042)755-3487

携帯 (090) 1054-2504 FAX(042)758-6373

毒物劇物取扱責任者第 1212 号 相模原市中央区陽光台 3-21-1

§ 創業78年間お世話様です §

- 屋根工事；張り替え
- 雨樋工事
- 外壁工事；張り替え
- 板金工事

□ 神奈川県知事許可（般-20）第73559号

(有)大石板金工業所

代表 大石孝司

〒252-0226

相模原市中央区陽光台3-19-35（23組）

TEL・FAX 042（754）8525



会員募集

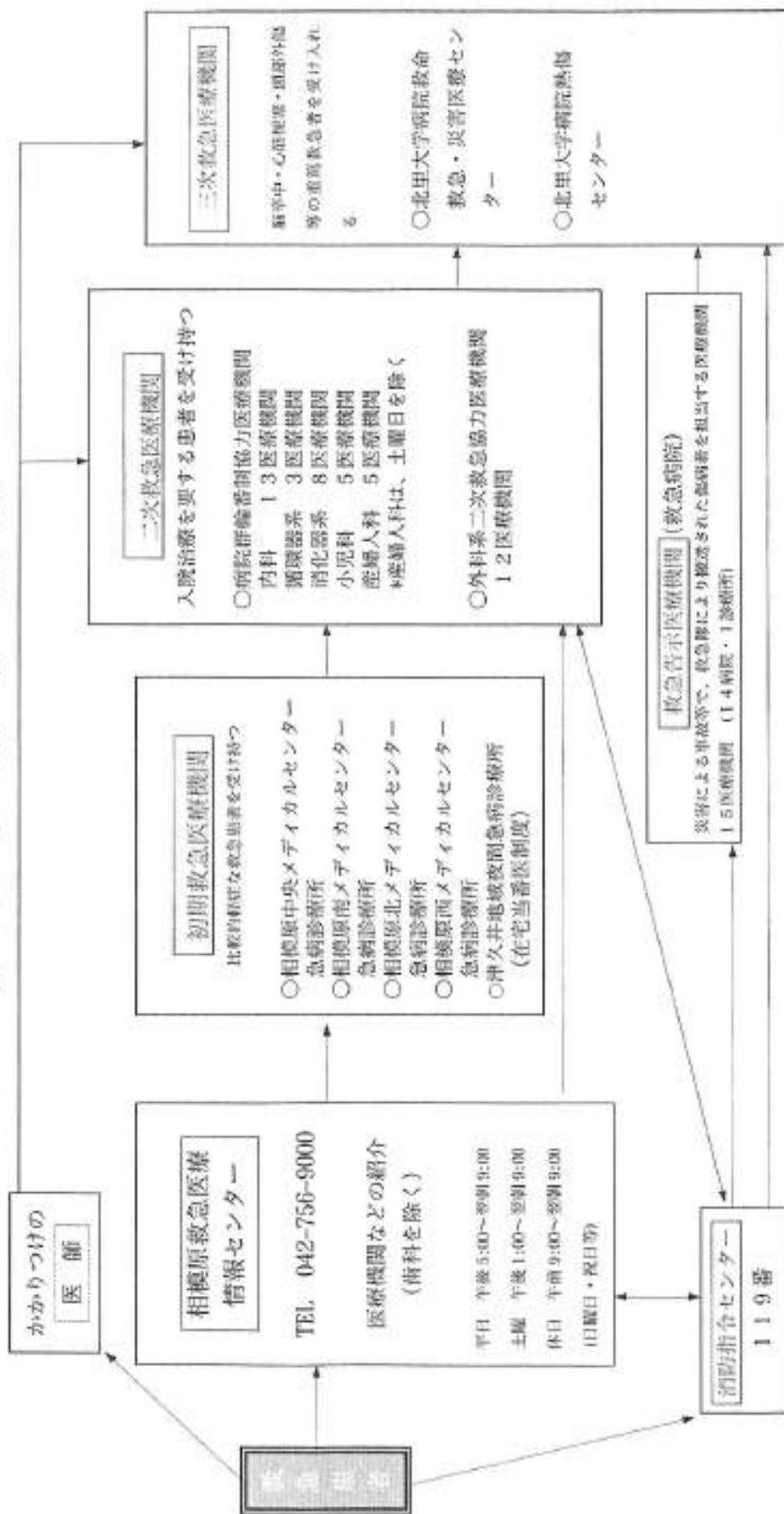
新潟県人会



お問い合わせ 青木 昌宏(17組)
TEL 090-1120-8326

MEMO

救急医療体制図



自治会法人 松葉町自治会

改定日：2023.03.10


公共施設設置場所
 7画 ファーストピア エドビル


A C 口設置場所
 1画 松葉町自治会
 2画 松葉町自治会
 3画 松葉町自治会
 4画 松葉町自治会
 5画 松葉町自治会
 6画 松葉町自治会

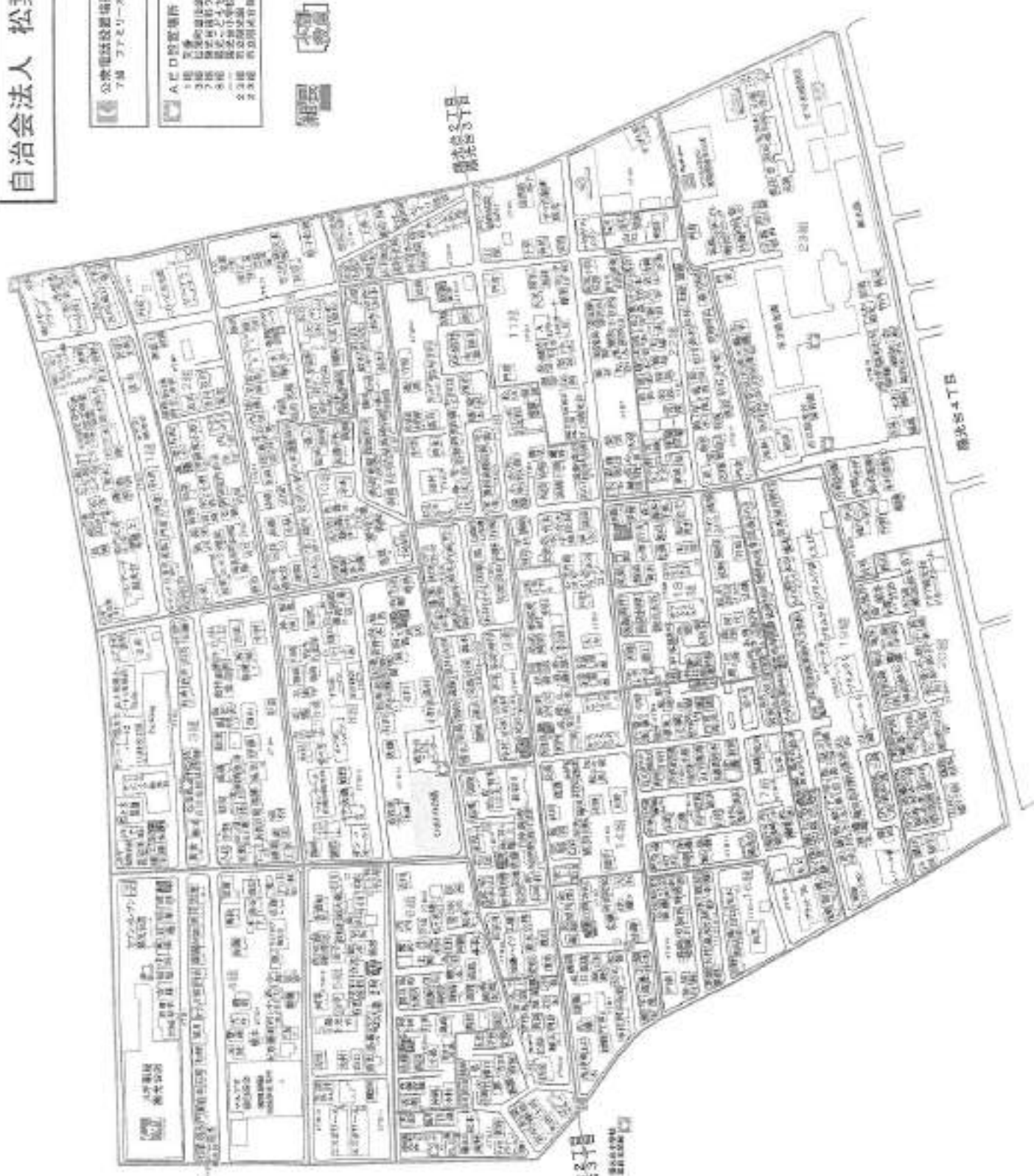

水道メーター

水道メーター

松葉町5丁目

松葉町5丁目
5丁目

松葉町4丁目



自治会法人 松葉町自治会 推薦地区割り図

改定日：2022.05.10

地区	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
2	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
3	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
4	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44

各地区分は各戸扉に貼付された表示

地区境界
相境界

細家
家業



自治会法人 松葉町自治会 賛助会員

改定日：2023.03.10

- ①内田歯科医院
- ②株式会社 グリーンフラッグ
- ③株式会社 三新ハウジング
- ④一友ビルディング 株式会社
- ⑤株式会社 富士設備
- ⑥プリントショップ ビコ
- ⑦こひつじ保育園
- ⑧鈴木峰隆税理士事務所
- ⑨株式会社 mieux patio



- ⑩松葉町 松葉町3丁目
- ⑪松葉町 松葉町3丁目
- ⑫松葉町 松葉町3丁目
- ⑬松葉町 松葉町3丁目
- ⑭松葉町 松葉町3丁目
- ⑮松葉町 松葉町3丁目
- ⑯松葉町 松葉町3丁目

- ⑰松葉町 松葉町3丁目
- ⑱松葉町 松葉町3丁目
- ⑲松葉町 松葉町3丁目
- ⑳松葉町 松葉町3丁目
- ㉑松葉町 松葉町3丁目
- ㉒松葉町 松葉町3丁目

- ㉓株式会社 木岡
- ㉔有限会社 山本建設

- ㉕特定非営利活動法人 シオン相談所 ラウレア
- ㉖酒蔵 山崎番
- ㉗やまどり 鳥七
- ㉘グループホームあいししま相談所

巻末広告にご協力いただいた方々の広告掲載料は、「各種行事協力金」として自治会収入に充当させていただいています。

ご協力ありがとうございました。

令和4年度総会資料 発行

令和5年3月

発行：自治会法人 松葉町自治会
(令和4年度本部役員)

代表者

会長 馬場吉博 (4組)

副会長 清水陽子 (11組)

副会長 松本頼和 (4組)

総務部長 岩佐健 (11組)

印刷：プリンティング山口

陽光台2-12-21

電話 757-2055

資源は火曜日に！！

資源回収にご協力を！！

資源回収の収益金は、
自治会の運営に役立てられています。
会員皆様のお力を必要としています。

回 収 日 毎週火曜日 午前9時までに

集 積 場 所 所定のゴミ収集場所・自宅前(新聞紙、重いもの)

回収対象品目 アルミ缶・新聞紙・段ボール
・雑誌・紙パック・ざつ紙